

市指定文化財に六件が指定されました

市教育委員会では、七月二十二日付けで新たに、六件の神社



指定書を手にする、新指定文化財の関係者の皆さん

建築を川越市指定文化財（有形文化財建造物）に指定しました。

新たに指定されたのは、的場八幡神社本殿一棟、南大塚菅原神社本殿・拝殿、付建地割図一点、造営関係文書二点、万延元年棟札一枚、木野目稲荷神社本殿付嘉永五年棟札、砂新田春日神社本殿、鴨田八幡神社本殿、山田八幡神社本殿付元禄十年棟札の六件です。八月八日に教育委員室で指定書交付式が行われました。

新指定文化財は順次、毎月二十五日発行の広報川越「歴史を今に伝えて」のコーナーで紹介していきます。

問い合わせ：文化財保護課管理係・TEL内線2861

敬老マツサージをご利用ください

七十歳以上を対象に、年二回無料でマツサージが受けられる敬老マツサージサービス事業を、左記の日程・会場で行います。

日程・会場：9月22日(木)オアシス ▼ 10月6日(木)・11月10日(木) 東後楽会館 ▼ 10月20日(木)・11月24日(木) 西後楽会館
対象：平成17年度の敬老マツサ

ージ無料利用券を持っている方（市内在住の70歳以上に郵送済み）

申し込み：無料利用券を持参のうえ、午前10時～午後3時に直接会場（申し込み多数の場合は、利用できないことがあります）

問い合わせ：高齢者いきがい課いきがい係・TEL内線2553

生活支援ハウスの入居者を募集します

生活支援ハウスは、高齢者に居住機能・介護支援機能・交流機能を総合的に提供し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する施設です。

■生活支援ハウス「メトレ」（下広谷五二六・七）

*生活援助員を配置しているほか、各室にミニキッチン・冷暖房・トイレ・洗面台等を設置しています。

利用定員：十八人（全室個室）
募集人数：四人
入居予定：11月

サービス内容

- 各種相談および緊急時の対応
- 介護保険サービスおよび保健福祉サービスを必要とする際の利用手続きの援助等
- 地域住民との交流を図るための各種事業および交流の場の提供

費用：居住部分に係る利用料（本人の収入により月額〇円～五万円）と光熱費・食費等の実費負担

利用対象

次の条件をすべて満たす市内

に住所を有する六十歳以上。

- 一人暮らしで、家族による援助を受けることが困難
- 高齢のため独立して生活することに不安がある

申し込み：9月22日(木)までに高齢者いきがい課（本庁舎一階）にある申請用紙に必要事項を記入して提出

利用者の決定：審査後、結果を直接本人に通知

問い合わせ：高齢者いきがい課自立支援係・TEL内線2551

敬老の日は、銭湯でゆっくり

市では、敬老の日に合わせて「敬老銭湯事業」を実施します。

これは、高齢者の皆さんの健康増進を図るとともに、長寿を祝い、人々のふれあいやくつろぎの場として親しまれている銭湯を無料で利用していただく事業です。

実施期間…9月18日(日)～20日(火)の3日間

対象…9月1日現在、市内在住の65歳以上

利用方法…下記の銭湯に行き、備え付けの「川越市敬老銭湯利用券」に住所・氏名・生年月日を記入して番台に提出

利用できる銭湯

旭湯（元町1丁目）・TEL223-1809

恵比寿湯（菅原町）・TEL222-4947

弘の湯（通町）・TEL223-0725

問い合わせ…高齢者いきがい課いきがい係・TEL内線2553

敬老の日、市立博物館・市立美術館などの入館が65歳以上は無料になります！

敬老の日の9月19日(祝)、市立博物館・市立美術館・川越まつり会館・川越城本丸御殿・蔵造り資料館は、65歳以上の方の入館・観覧が無料になります。ぜひお出かけください。

問い合わせ…市立博物館・TEL222-5399 ▶ 市立美術館・TEL228-8080 ▶ 川越まつり会館・TEL225-2727

10月から介護保険施設サービス等の利用者負担が変わります

現在、介護保険の施設に入所している方の居住費（光熱水費など）と食費は、介護保険の保険給付の対象となっています。十月からは、在宅サービスの利用者負担との公平性を図るために見直しが行われ、居住費・食費は自己負担となります。

利用者負担額は、施設と利用者との間の契約により決められますが、標準となる額（基準費用額）が定められます（表1）。利用者負担額変更の対象となるサービスと自己負担となる費用

表1. 1か月あたりの基準費用額（利用者負担の標準となる額）

居住費		食費
ユニット型個室	60,000円	42,000円
ユニット型準個室	50,000円	
多床室（相部屋）	10,000円	

*居住費とは、施設の利用代（減価償却費）と電気・ガス・水道等の光熱水費に相当する費用です。

*食費とは、食材料費と調理コストに相当する費用です。

表2. 所得段階ごとの負担限度額の例（要介護5で収入は年金のみ、特別養護老人ホームの多床室に入所している場合）

対象	負担限度額		
	利用者1割負担分	居住費	食費
生活保護受給・老齢福祉年金受給の方	15,000円	0円	10,000円
世帯全員が住民税非課税で、本人の老齢年金・退職年金の額が80万円以下の方	15,000円	10,000円	12,000円
世帯全員が住民税非課税で、本人の老齢年金・退職年金の額が80万円を超え、266万円以下の方	25,000円	10,000円	20,000円
住民税課税世帯の方	29,000円	10,000円	42,000円

*利用者1割負担分は、介護サービスを受けたときに支払う金額です。

施設・介護療養型医療施設

における居住費と食費

●短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

における居住費と食費

●通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デ

イケア）における食費

所得に応じた負担額（表2）

一定所得以下の方の施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額を定め、それを超える額は介護保険から給付されます。

問い合わせ：介護保険課管理給付係・TEL内線2561

アスベスト除去作業の届け出について

大気汚染防止法により、建築物を解体する場合や改装工事などを行う際に、一定規模以上の吹きつけ石綿（アスベスト）の除去作業を行う場合、届け出が義務付けられています。下記の対象規模に該当する場合、届け出を行うようお願いいたします。

届け出対象

- ①当該建築物が耐火建築物または準耐火建築物
- ②延べ面積が五百平方メートル以上
- ③吹きつけ面積が五十平方メートル以上

届け出期間

工事を行う十四日前まで。

届け出者の義務

作業時の飛散防止対策の実施をすること。

詳しくは、環境保全課にお尋ねください。

問い合わせ：環境保全課大気保全係・TEL内線2623

砂じん被害防止の小麦を無料配布

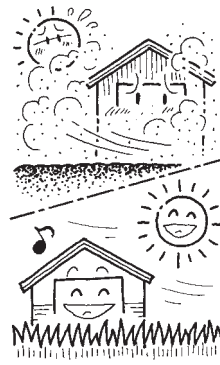
冬になると、北風に伴う田畑からの砂じんによる民家への被害が多くなってきました。

市では、砂じん被害防止のため、冬場の緑肥作物として小麦を利用する方へ、無料で小麦の種子を配布します。

申し込み方法

希望者は、九月九日(金)までに農政課へご連絡ください。

問い合わせ：農政課経営普及係・TEL内線2713



安心・便利な口座振替をお勧めします

市では、市税等の口座振替の手続きを受け付けています。

受付場所は、収納課・国保年金課（本庁舎二階）または市税等の収納取り扱い金融機関の窓口です。

口座振替を希望する方は、通帳・届け印・納税通知書を各窓

口へ持参してください。対象税目は、「市県民税（普通徴収）」「固定資産税・都市計画税」「固定資産税（償却資産）」「軽自動車税」「国民健康保険税」です。

市役所への郵送による手続きもできますので、申込書が必要な方は、ご連絡ください。

また、市では現在、口座振替推進事業の一環として、手続きをされていない家庭に申込書と返信用封筒を随時郵送しています。ぜひ、ご検討ください。

問い合わせ：収納課管理係・TEL内線2381 ▼国保年金課国保収納係・TEL内線2477